

次のような
「危険行為」で3年以内に2回以上
「自転車運転者講習」
 の受講が命じられます!!

法第108条の2第1項第14号
 法第108条の3の4
 令第41条の3

危険行為を3年以内に2回以上繰り返すと

自転車運転者講習

違反者の特性に応じた個別的指導
 を含む3時間の講習
 (講習手数料の標準額は6,000円)



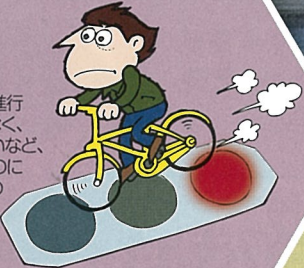
命令を受けてから3カ月以内の指定された期間内に
 受講しないと**5万円以下の罰金!!** 法第120条第1項第17号



「自転車運転者講習」受講義務の対象となる「危険行為」

1 信号無視

法第7条違反



※赤信号や黄信号で進行
 することだけではなく、
 停止位置を守らないなど、
 信号の意味そのものに
 従わないことがこの
 違反になります。

3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金
 (過失は10万円以下の罰金)

**2 通行禁止道路
 (場所)の通行**

法第8条第1項違反

「歩行者用道路」など、道路標識等で通
 行を禁止されている道路や場所(歩行
 者天国など)を通行する行為

3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金
 (過失は10万円以下の罰金)



**3 歩行者用道路
 での歩行者妨害**

法第9条違反

道路標識等によって
 自転車の通行が認め
 られている歩行者用
 道路を通行する際に、
 歩行者に注意せず、
 また徐行しない行為



3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金
 (過失は10万円以下の罰金)

安全地帯等の通行

法第17条第6項違反

安全地帯や
 車両の通行すべきではないことが
 表示されているその他の道路の
 部分を通行する行為

3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金

**車道の
 右側通行等**

法第17条第4項違反

道路の右側を
 通行する行為
 ※歩道と車道の区別が
 ある道路では車道の右側を
 通行する行為

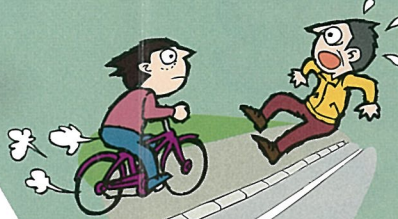
3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金



4 歩道通行

法第17条第1項違反

歩道と車道の区別がある
 道路で、歩道を通行する行為



3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金

**5 路側帯での
 歩行者妨害**

法第17条の2第2項違反

自転車が行き通せる路側帯で歩行者の通行を
 妨げるような速度と方法で通行する行為

2万円以下の罰金または料料



**6 遮断踏切への
 立ち入り**

法第33条第2項違反

遮断機が閉じてい
 たり、あるいは閉
 じようとしていた
 り、または警報機
 が鳴っているとき
 に踏切に立ち入る
 行為



3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金
 (過失は10万円以下の罰金)

**7 左方の車の
 進行妨害**

法第36条第1項違反

信号がない交差点で、左から来る
 車両等の進行を妨害する行為



5万円以下の罰金

**優先道路等への
 進入時の徐行違反**

法第36条第3項違反

信号がない交差点で、交差道路
 が優先道路だったり明らかに交
 差道路の幅員の方が広い場合、
 その交差点に入るときに徐行し
 ない行為

3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金

**広い道路の車の
 進行妨害**

法第36条第2項違反

信号がない交差点で、交差道路の幅員が
 明らかに広いときに、その交差道路を
 通行する車両等の進行を妨害する行為

3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金

**優先道路の車の
 進行妨害**

法第36条第2項違反

信号がない交差点で、交差道路
 が優先道路である場合に、優先
 道路を通行する車両等の進行
 を妨害する行為

3カ月以下の懲役または
 5万円以下の罰金